

平成 30 年 3 月 26 日
沖縄県企画部統計課

毎月勤労統計調査（沖縄県）の平成 30 年 1 月分以降の
公表資料における利用上の注意について

1. 第一種事業所の部分入替え方式の導入

調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入れ替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。

（理由）

第一種事業所においては、平成 30 年 1 月分から、部分入替え方式を導入したため。

2. 常用雇用指数等の指数改訂

調査事業所にうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入れ替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成 30 年 1 月分で更新したことに伴い、平成 30 年 1 月分発表時に遡って改訂した。

（理由）

平成 30 年 1 月分においては、常用雇用指数について、平成 26 年経済センサス基礎調査による常用雇業者数（常用労働者数）を労働者数推計のベンチマークとして、指数改訂を行ったため。

（ギャップ修正に関する補足）

毎月勤労統計調査では、従来、第一種事業所の抽出替えの際には、時系列比較を目的に作成している指数及び増減率について、抽出替えに伴い生じるこのギャップを排除し、時系列比較が可能となるように過去に遡って改訂を（ギャップ修正）を行ってきたところである。

しかしながら、平成 30 年 1 月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 28 年度上半期審議分）」（平成 28 年 10 月 7 日総務省統計委員会）において示された新旧データ接続における「望ま

しい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わないこととするとともに、常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査ともにこれを労働者推計のベンチマークとすることに伴う改訂を行うこととしている。

3. 常用労働者の定義変更

1) 常用労働者とは、

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当するものをいう。

2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。

担当

沖縄県企画部統計課

毎月勤労統計調査担当